（廃炉等技術委員会の委員の任命及び解任の認可申請）

第二条　機構の理事長は、法第二十二条の五又は法第二十二条の七において準用する法第十九条の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付して文部科学大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

一　任命し、又は解任しようとする委員の氏名、住所及び履歴

二　任命しようとする委員が次のいずれにも該当しないことの誓約

イ　破産者であって復権を得ない者

ロ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

三　任命し、又は解任しようとする理由

（報告）

第三条　法第三十五条の二第一項の規定による報告は、原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十号）の施行の日（平成二十六年八月十八日）の属する事業年度以降の毎事業年度終了後三月以内にしなければならない。

（検査職員の身分証明書）

第四条　法第六十五条第一項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附　則

この省令は、原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年八月十八日）から施行する。

別記様式（第4条関係）

表面

第　　号

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第65条第2項の規定による立入検査証

職名及び氏名

年　　月　　日生

年　　月　　日交付

主務大臣　　印

（押出スタンプ割印）

写真

裏面

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法抜粋

第65条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第75条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

二　第65条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ７とすること。

○経済産業省令第四十二号

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）の規定を実施するため、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第六十五条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令を次のように定める。

平成二十六年八月十五日　　経済産業大臣　茂木　敏充

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第六十五条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令

第一条　原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第六十五条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（平成二十三年経済産業省令第百十一号）の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十号）の施行の日（平成二十六年八月十八日）から施行する。

別記様式

表面

第　　号

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第65条第2項の規定による立入検査証

職名及び氏名

年　　月　　日生

年　　月　　日交付

経済産業大臣　　印

（押出スタンプ割印）

写真

裏面

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法抜粋

第65条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第75条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

二　第65条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ７とすること。

○経済産業省令第四十三号

原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十号）の施行に伴う、原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

平成二十六年八月十五日

経済産業大臣　茂木　敏充